

令和元年度第3回大石田町入札監視委員会会議録（臨時会議）

開催日時	令和2年3月2日（月）午後1時30分～2時55分
開催場所	大石田町役場 2階「庁議室」
出席委員	委員長 柴田 健一 委員 伊藤 三之 委員 會田 秀一 委員 鈴木 喜左夫
事務局出席者	二藤部総務課長、栗田財政主査、須藤財政主事補
関係課出席者	間宮まちづくり推進課長

議事概要

1. 開会	二藤部総務課長の進行で開会する。（午後1時30分）
2. あいさつ	村岡藤弥町長が挨拶を行う。
3. 議題（委員長が議長となり、議事を進行する。）	
（1）経過報告について	
事務局	令和元年12月3日前副町長である横山利一容疑者の逮捕（加重収賄、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害の疑い）からの一連の経過について報告する。
委員	平成30年度にも同様（案内誘導サイン設置工事）の入札があり、その際は（今回の事件の業者が）辞退となっておりますが、事件との関係性はないということでしょうか。
担当課	多忙のため辞退されたようです。
委員	令和元年度の入札に際し、予定価格の内示を受けたということでしょうか。
担当課	はい、そうです。
委員	令和元年度の入札では、多くの参加業者の入札金額が予定価格を下回る中で落札しておりますが、この金額であれば落札できるだろうと判断したということでしょうか。
担当課	新聞報道にもありましたが、内示を受けた金額では落札できないだろうという意識が働き、安い入札価格になったと推測されます。
委員	平成30年度と令和元年度の入札では、ともに次点の落札金額と50万円程度の差であることから、似たような落札価格であることがわかります。
事務局	平成30年度の落札率は93.91%、令和元年度の落札率は83.32%となっております。
委員	落札率に異常は見られないので、予定価格を内示したということがいけないことであつたということですね。
担当課	落札率からすると、不自然さは見られないと思います。
（2）入札制度等の検証について	
事務局	町のこれまでの入札方法は、指名競争入札のみの実施であること、予定価格の公表は、事後公表であることを説明する。
委員	指名競争入札のみを採用しているのは、町内業者の育成ということですか。

事務局	大小様々な規模の工事がありますが、小さな工事から全てを一般競争入札にしてしまうと町内業者が落札できないことが多くなると思いますので、これまでは指名競争入札のみとしておりました。
委員	一般競争入札を採用すれば、他市や県外といった様々な業者が参加することから実績の把握できない業者が落札してしまうということもあり得ると思いますが、それでも指名競争入札にこだわってはいけないと思います。
事務局	他の入札方法としては、条件付き一般競争入札が考えられ、地域やランクを限定するという方法があるのではないかと思います。現段階では未着手になっております。
委員	一般競争入札を採用すれば、業者同士で牽制し合ってくれると思います。今回の談合による落札率を見れば、典型的な落札の方法であるということがわかると思います。
委員	今回の談合では1業者のみの罰則となっておりますが、入札に参加した他の業者の罰則はないのでしょうか。
委員	本来であれば話を聞いただけで罪となるが、独り仕切りのような談合方法であったため、噂では他の業者は捜査に情報協力するという形で罰しないという方法を取ったのではないのでしょうか。
委員	一般競争入札により、受けて側の町民は安くていいものが得られたり、製造側の業者からは他市や県外から良い知識や物が入ってくることも想定されます。指名競争入札にこだわることなく、一定額以上はそろそろ一般競争入札にしていくことが望ましいのではないのでしょうか。
(3) 予定価格の公表について	
委員	予定価格の事後公表は、公表するまでの情報は誰が持っているのですか。
事務局	例えば、建築工事の場合、設計書の提出を受けた段階で金額がわかります。設計書は完成を確認するために担当者から上司への決裁が必要となります、金額によって町長まで把握することになります。
委員	多くの方が金額を把握するということですね。
事務局	決裁に関わる者は金額を把握することになります。
委員	具体的に設計金額を把握するのは誰々でしょうか。
事務局	設計業者、担当者、主査、主幹、課長、副町長、町長になります。
委員	副町長は必ず決裁に入りますか。
事務局	入ります。
委員	指名業者の選定は誰が行っているのでしょうか。
事務局	指名業者の推薦案は担当課で作成します。その後、担当課から推薦された業者の可否を指名業者選定審査会で判断しております。
委員	予定価格が漏れないためにも、予定価格と設計図を分けることはできないのでしょうか。
担当課	それについては分かれています。 設計書については決裁となりますが、予定価格の設定の際は、設定者の元へ直接担当者と担当課長が行くことになるので、設定者しか把握しておりません。設定者は副町長になるか、町長になるかということです。

委員	予定価格は設計書に書いてあるということでしょうか。
担当課	設計書には設計価格が書かれており、設計価格が予定価格になります。 工事を行うにあたり、初めに施工伺いを行います。その際、工事の概要が書かれてある設計書を添付します。この設計書を見れば予定価格がわかる状況です。
委員	他市町村の運用も同様でしょうか。
委員	基本的には同様だと思います。
委員	設計価格を把握できる人を制限するといいいのではないのでしょうか。
事務局	10年程前は、設計金額の歩切が許されており、設定者しかわからなかったのですが、歩切をやめる動きが進み、設計金額が予定価格となるようになりました。
委員	町だけの問題ではなく、制度的な問題ということですね。
委員	予定価格の事前公表というのはどうでしょうか。
委員	落札率が90%程度に高止まりし、落札金額の大幅な下落は期待できなくなるのではないのでしょうか。
委員	事前公表をすることにより、談合がしづらくなるのでいいのではないのでしょうか。
委員	予定価格を事前に公表することにより、入札金額は高止まりすると思いますが、価格がわかっている範囲で競争してくれるのではないのでしょうか。
事務局	指名競争入札をする場合は事後公表で、一般競争入札をする場合は事前公表という動きもあるようです。
委員	一般競争入札だと談合のやりようがないので、むしろ競争できるのではないのでしょうか。
委員	最低制限価格はどういう基準で導入されるのでしょうか。
事務局	工事については、1500万円以上のものです。
委員	予定価格の何割の時に導入されるのでしょうか。
事務局	3分の2の66.7%以下の時です。
委員	例えば1億円の工事であれば、1億円から6700万円の範囲の中で競争させればいいのではないのでしょうか。
委員	一般競争入札で事前公表という方法とれば、多少高止まりしてしまうこともあるかと思いますが、談合は防止できると思います。
委員	一般競争入札で事前公表を行えば、町内業者は他市や他県などの業者に太刀打ち出来ず、落札できなくなるのではないのでしょうか。
委員	落札できないことも考えられますが、正々堂々と一般競争入札とする時と、地域や地方を限定するといった場合分けをすればいいのではないのでしょうか。
委員	町内業者の育成というのは良いと思いますが、敢えて他県業者を参加させての武者修行も必要ではないのでしょうか。
委員	入札制度を変更する場合は、議会を通して条例改正するのでしょうか。
事務局	町の判断でいつでも変更が行えます。
委員	これまで本委員会では、毎回、業者指名の理由を聞いておりましたが、以前に施行した業者であるからというように、明確な指名理由が得られないことが多くありました。これから一般競争入札、指名競争入札を使い分けたとしても明確な基準やルールがなければ同様のことが続いてしまうと思います。 たとえ、誰が発注担当者になったとしても、確実に実施できるようなルール作りが

	必要だと思います。町側は、地元育成を優先するのか、工事品質を優先するのかをはっきりしていく必要があるのではないのでしょうか。
委員	今回の落札率をみて、入札会場で怪しいとは見抜けなかったのでしょうか。
事務局	入札会場における落札者決定までの手順は、出席者を確認し、質疑応答を受け、談合がないことの誓約書を提出させ、入札書の提出となりますので、予定価格より低い価格であれば自動的に落札となりますので、業者を目の前にして談合を疑うということはなかなか難しいです。
委員	談合は町の段階で防ぎようがないので、県や国全体で業者の罰則強化をすることで防いでいけるのではないかと思います。
委員	建設業の許可の取消しはないのでしょうか。
事務局	町では1か月の指名停止でしたが、県の建築業の許可を受けている業者として1年間の停止を受けています。
委員	契約上、談合は2割の違約金を取ることとなりますよね。
事務局	そうです。
委員	今回に限っては官製談合の容疑がありますので、判決後、過失割合の話し合いが必要になると思います。また、前副町長に損害賠償をしないと町民が納得しないと思われる。
委員	入札の手順は一般的でいいと思うのですが、他自治体の例を研究して、談合そのものは見抜けないとしても、内訳を全業者に提出させて少しでも価格に疑義が生じたら聞き取りを行うなどする必要はないかと思います。
委員	入札監視委員会は何をしているのかという批判もあるようですが、本委員会の役割は、入札に関する改善点を検討し提案するところにあります。 本日いただいたご意見から、本委員会として次の3点を提案したいと考えます。 ・透明性を確保するため、事業の規模により指名競争入札と一般競争入札（条件付）を併用し、一般競争入札の場合は予定価格の事前公表とすること。 ・罰則が重ければ業者にとって不利益の方が多くなり、談合を含め不正に対する抑止力が働くので、罰則を厳しくすること。 ・入札時に内訳書との突合を行い、不自然さが見られた場合は聞き取りを行い、不正等の疑念がないことを確認した上で契約すること。
	(4) その他
事務局	教育の徹底ということで、「公務員倫理の再認識」についての研修を全職員を対象に、2月20日に実施しております。また、次回の定例の入札監視委員会は5月20日となりますので、よろしくお願ひします。
4. 閉会	(午後2時55分)